

協働の

まちづくり事業

今回の広報紙では、現在、剣淵町で行っている「協働のまちづくり事業」を4つ紹介します。

「協働」とは？

地域課題を行政単独ではできない場合や、町民単独ではできない場合等、お互いの不足を補い合い、共に協力して課題解決に向けた取り組みをすること等を協働のまちづくりと言います。

「協働」は、現在まちづくりの取り組みに不可欠なものとなっており、町民の方の活発な行政参加と活動が求められます。



移動町長室「語りいの広場」

◆目的

町長自らが地域に向き、町民の方とまちづくりの課題やお互いの役割を確認し合い、相互理解を深めながら、まちづくりの参画を進めます。

◆対象者

町内に在住・在勤・在学する概ね5人以上のグループ（単位自治会、活動団体、サークル等）

◆実施日時

午前9時～午後9時までの間

・実施日は、団体の希望日

◆実施方法

・申請者が、会場設置やテーマの指定、また、進行も行っていただきます。時間は1回あたり1時間30分程度です。

・対話は、フリートークですが、特定の個人や団体への誹謗・中傷、個人的な問題、公の秩序を乱し、または善良な風俗を阻害するような発言は慎んでいただきます。

・町からの出席者は、町長、総務課企画財務グループ（広報・広聴担当職員）、必要に応じてテ

ーマに沿った関係職員です。

◆実施の申し込み・通知

原則実施希望日の2週間前までに、電話や直接総務課企画財務グループで申し込みを受け、町長の公務等の日程を調整して、申し込みをした団体へ実施の日時をお知らせします。

◆費用の負担等

会場使用料や資料、語りいの広場に必要なる費用は、原則グループの負担です。

◆目的

「出前講座」は、町民の皆さんが「町（行政）はどんな仕事をしているのか知りたい」等について、町職員を講師として派遣し、町の仕事への理解と参画を進めるための新しい広聴の場、また、情報の共有とコミュニケーションを図る機会づくりで

出前講座

もありません。

◆対象者

町内に在住・在勤・在学する概ね5人以上で構成されたグループ（単位自治会、活動団体、サークル等）

◆派遣のできる日時と場所

派遣のできる日は、次の日を除く日とします。

- ・4月29日～5月5日（ゴールデンウィークの週間）
- ・7月11日～7月13日（剣淵神社祭りの期間）
- ・8月14日～8月16日（お盆の期間）
- ・12月30日～翌年1月6日（年末年始の期間）

・時間は、午前9時～午後9時までの間です。なお、1派遣（1講座）あたり1時間30分を限度とします。

・場所については、町内の公共施設、自治会館、集会所等としますので、場所の確保と準備等は、申請した団体で行っていただきます。

◆派遣の制限

・公の秩序を乱し、または善良な風俗を阻害するおそれのあるとき

・宗教、政治（思想、信条）活動のおそれのあるとき

・営利を目的として行うおそれのあるとき

・苦情や要望、要請を行うおそれのあるとき

・目的に反するおそれのあるとき

◆費用負担

・町職員（講師）の派遣費用は無料です。

・出前講座に必要な資料等の印刷物に要する費用は、町が負担します。ただし、書類等の著作権の伴う出版物を資料とする物や別途教材費用、会場使用料や会場借上料は申請した団体の負担となります。

◆手続き

原則受講を希望する1か月前までに、総務課企画財務グループまでお問い合わせください。担当者より、必要な申請書をお届けします。お受け取り後、速やかに申請書を郵送または持参により提出してください。その後、必要な手続きを行い、実施の決定等のお知らせを行います。

【出前講座の項目】

- ◇町の行政改革
- ◇情報公開とは
（総務課総務G）
- ◇町の台所（財政）事情
協働のまちづくり
- ◇税金のしくみ
（総務課企画財務G）
- ◇よくわかる国民年金
（住民課総務G）
- ◇国保のしくみ
- ◇後期高齢者医療制度とは
（住民課戸籍年金医療G）
- ◇障がい者・ひとり親・乳幼児医療費の助成
- ◇町をきれいに～ごみのゆくえ
- ◇町の子育て支援
（住民課生活保育G）
- ◇町の福祉サービス
- ◇介護保険のしくみ
- ◇元気なうちから介護予防
（健康福祉課福祉介護G）
- ◇家庭での生活習慣病の予防
（健康福祉課保健G）
- ◇上水道・下水道の役割としくみ
（建設課上下水道G）
- ◇悪徳商法から身を守るには
（経済課商工観光室）
- ◇生涯学習・スポーツのすすめ
（教育課社会教育G）

◇町議会のしくみと役割
（議会事務局）

◇万一のための応急手当
（消防事務組合剣淵支署）

※項目以外のものを希望される場合は、希望に沿うよう努めますのでお申し込みください。

まちづくり 提言事業

◆目的

平成20年度から、町長に直接提言できる機会として、「まちづくり提言事業」を取り入れました。より多くの町民の皆さんと町とが一緒になり、剣淵町の「まちづくり」を進めるため、この事業を設置いたしました。

◆対象者

町内に在住・在勤・在学する者

◆提言の方法

「町長への手紙」による提言は、持参、FAX、郵送で提言してください。電話料金、郵送料に

については、提言者の負担となります。

「町民の声受付箱」による提言は、町内5カ所（健康センター、診療所、絵本の館、役場1階、町民センター）に設置してある投函箱に投函します。回収日は、第2、第4木曜日です。また、ホームページより、電子メールでも提言することができます。

◆提言の制限

- ・個人的な問題のもの
- ・公の秩序を乱し、または善良な風俗を阻害するもの
- ・宗教、政治（思想、信条）活動のもの
- ・営利を目的としたもの
- ・特定の個人や団体を誹謗、中傷したもの
- ・事実ではないもの、または事実と確認できないもの
- ・町の所管する事務でないもの
- ・目的に反しているもの

◆昨年度の提言

昨年度は、「町長への手紙」7件、「町民の声受付箱」6件、その他複数の提言があり、全24件の提言が寄せられました。また、その中で分類すると、パークゴルフ6件、保育所1件、

生活環境（景観）4件、教育2件、診療所2件、その他（対象外含む）9件となっております。

提言は、今後のまちづくりの参考にさせていただきます。たくさんのご提言ありがとうございます。今後また皆さんのご提言をお待ちしております。また、町長への手紙については、今後も町民の声受付箱の横に設置してありますのでご自由にお取りください。

協働のまちづくり 活動支援事業

◆目的

住民自治の推進を図るため、町民と行政との協働のまちづくりを進めるうえで、町民の皆さんの自発性・主体性のある行動を促しながら、地域の課題を解決するための行動に対し、町が財政支援を行います。

◆対象者

・町内に在住、在勤、在学する概ね5人以上のグループ（単位自治会、活動団体、事業所等）

・活動拠点が町内であり、町民を対象とする事業

◆補助期間と補助金額

補助期間は、平成24年4月1日～平成25年3月31日までの1年間です。補助金は、原則団体が希望する金額（申請金額）ですが、最大20万円を限度とし、年度内にそれぞれ1事業1回の補助を受けることができます。また、補助金を受けた団体が、同一事業名、または同一内容の事業で、複数回補助が受けられますが、最大3回まで受けることができ、2回目と3回目の補助金は10万円を限度とします。

◆補助対象事業

補助金の交付対象事業は、公益性のある地域への貢献活動を通じて町内に存する課題解決が図られる、または期待をされる事業とし、次の各号のいずれかに該当する事業とします。

- ・助け合いに関わるもの
- ・安全安心に関わるもの
- ・健康、保健に関わるもの
- ・自然環境の保全に関わるもの
- ・郷土の歴史、伝統、文化に関わるもの

・地域資源（原料・材料等）に関わるもの

・地域の活力、活性化に関わるもの

・人づくりに関わるもの

◆補助対象経費

事業に必要な講師への謝金、旅費や事務用品の購入、会場使用料や機器借上料などを補助の対象とします。ただし、団体の役員等の人件費や活動拠点施設の光熱水費等、団体の経営的な経費、飲食費（団体に限った飲食費）は補助対象外です。

◆利用の制限

・公の秩序を乱し、または善良な風俗を阻害するもの- ・宗教、政治（思想、信条）活動のもの
- ・営利を目的としたもの
- ・目的に反しているもの

◆手続き

補助を受けたい場合は、総務課企画財務グループまでお問い合わせください。担当者より、必要な申請書をお届け（郵送または持参）しますので、お受け取り後、速やかに申請書に必要な事項を記入し、郵送または持参により提出してください。